

日 銀 業 第 3 3 9 号
平成 2 9 年 4 月 1 0 日

オンライン担保差入先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」
の一部改正に関する件

日本銀行では、代理店引受金融機関または歳入代理店引受金融機関（以下「代理店引受金融機関等」といいます。）における代理店保証額または歳入代理店保証額（以下「保証額」といいます。）の設定方法の明確化を図るとともに、規程整備を行う観点から、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

[改正の内容]

代理店引受金融機関等は、代理店契約または歳入代理店契約にもとづき、日本銀行に保証品を差入れることとなっており、保証品の金額に相当する金額が、保証額として当該代理店引受金融機関等の所要担保価額に計上されます。この保証額は、代理店手数料または歳入代理店手数料（以下「代理店手数料等」といいます。）の支払先店舗に設定される扱いとなっています。

また、代理店引受金融機関等が国債振替決済制度の参加者である場合には、当該代理店引受金融機関等における元利金振込先店舗と代理店手数料等の支払先店舗は同一の店舗となり、当該店舗に保証額が設定されることとなります。

今般の規程改正は、主として以上の設定方法を明確化する観点から実施したものです。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステム利用細則（担保関係事務）」中一部改正

○ 第1編IV. 2. (3) を横線のとおり改める。

(3) 所要担保価額合計額

所要担保価額合計額とは、与信取引先毎に次の計算式により算出した金額をいいます。

$$\begin{aligned}
 \text{所要担保価額合計額} &= \text{当座貸越残高} \\
 &+ \text{相対型電子貸付残高} \text{ (注1)} \\
 &+ \text{入札型電子貸付残高} \text{ (注1)} \\
 &+ \text{日本銀行が担保差入金融機関等に対し有する純与信額} \\
 &+ \text{成長基盤強化支援資金供給（米ドル特則分を除く）貸付} \\
 &\quad \text{残高} \text{ (注2)} \\
 &+ \text{成長基盤強化支援資金供給（米ドル特則）の所要担保価額} \text{ (注3)} \\
 &+ \text{米ドル資金供給オペレーションの所要担保価額} \text{ (注3)} \\
 &+ \text{貸出増加支援資金供給貸付残高} \text{ (注4)} \\
 &+ \text{被災地金融機関支援オペ貸付残高} \text{ (注1)} \\
 &+ \text{平成二十八年熊本地震にかかる被災地金融機関支援オペ} \\
 &\quad \text{貸付残高} \text{ (注1)} \\
 &+ \text{代理店保証額} \text{ (注5)} \\
 &+ \text{歳入代理店保証額} \text{ (注5)}
 \end{aligned}$$

(注1) }
 ∫ } 略（不変）
 (注4) }

(注5) 代理店保証額または歳入代理店保証額（以下（3）において「保証額」といいます。）は、それぞれ代理店手数料または歳入代理店手数料の支払先となる金融機関等店舗（以下「代理店手数料等の支払先店舗」といいます。）を与信取引先として設定されます。なお、担保差入金融機関等が国債振替決済制度の参加者である場合には、当該担保差入金融機関等が日本銀行に届出た元利金振込先店舗（振込国債の元利金配分額の振込先である当座勘定取引における取引先をいいます。以下同じです。）と、代理店手数料等の支払先店舗は、同一の店舗となります。したがって、元利金振込先店舗を変更する場合には、代理店手数料等の支払先店舗も同様に変更されること

となり、当該変更後の店舗に保証額が設定されることとなります。

所要担保価額合計額は、各与信額の更新時に更新されます^{(注1)・(注2)}。

(注1) 略(不変)

(注2) ~~保証額(代理店保証額または歳入代理店保証額をいいます。以下(注2)において同じです。)~~を変更する場合には、変更後の保証額を適用する日(変更後の保証額の適用日は日本銀行から別途通知します。)の業務開始時に保証額の更新を行います。これらと異なる時に保証額の更新を行うこととした場合には、日本銀行から改めて通知します。